

文書分類記号 S1110
保存年限

平成9年3月31日

各土木（建築）事務所長 殿

土木建築部長

（道路維持課）

広島県道路占用料徴収条例の一部改正について（通知）

平成9年3月26日付けで広島県道路占用料徴収条例の一部改正を伴う「行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例」（平成9年広島県条例第3号。以下「新条例」という。）が、別添のとおり公布され、平成9年4月1日から施行されます。

新条例の規定による道路占用料の徴収事務に当たっては、次の事項に留意してください。

1 改正の趣旨

（1） 第1条

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）の施行により、電線共同溝に敷設する電線等に係る占用料を徴収するための根拠規定を新設したものである。

なお、電線共同溝内に敷設される電線等は、「法第32条第1項第1号に掲げる物件」の項「地下電線その他地下に設ける線類」の項を適用する。

（2） 第2条

ア 第1項

電線共同溝整備法の施行により、電線共同溝に電線等を敷設する場合の占用期間に関する規定を追加した。

電線共同溝に電線等を敷設する場合の占用期間は、許可又は協議が成立した「占有することができる期間」又は「当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間」（道路法施行令19条の2）となる。

電線共同溝については、建設時に道路管理者が占用予定者を募り、建設負担金を徴収して建設を行い、占有予定者は建設完了後に占有の許可を受けるが、必ずしも、建設完了時に全ての電線等が敷設されるわけではなく、建設の数年後に敷設する者を含めて許可されることがあるため、許可時点と実際に敷設する時点とが異なる場合には、その間の道路占用料（以下「占用料」という。）は徴収しないこととしているものである。

イ 第2項

この改正により、占用期間が1月未満の占用許可においては、算定された占用料の額に1.05を乗じることによって得た額を占用料の額とすることにより、消費税相当額を徴収することとなる。

なお、別表占用期間の単位の欄が、1日、1月、1年のいずれの場合も、占用期間が1月未満の場合は、消費税相当額を徴収する必要がある。

ただし、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定する一般ガス事業者（以下「一般ガス事業者」という。）、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する電気事業者（以下「電気事業者」という。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者（以下「第1種電気通信事業者」という。）でいわゆる一括更新許可の対象としている事業者で、年度末の3月中に新たに占有許可したことにより、当該許可における占有期間が1月未

満である場合は、期間の更新許可により継続して占有することを予定しているため、消費税相当額は徴収しない。（一時的な占有物件を除く。）

同様に、年度をまたがって占有する物件で、通算した占有期間が1月以上となる場合は、一年度の占有期間が1月未満であっても、消費税相当額は徴収しない。

また、占有許可に当たり、消費税相当額の表示を要しないものとする。

(3) 第4条

ア 第1項

占有料の徴収期限を、許可日から1月以内に一括して徴収することに統一した。

また、電線共同溝整備法により許可又は協議が成立した場合で、許可時点と敷設時点が異なる場合には、敷設工事を開始した日から1月以内としている。

イ 第2項

改正前の広島県道路占有料徴収条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項ただし書を別項としたものである。

ウ 第3項

旧条例第4条第2項によると、「合算に係る日数の少ない年度の当該期間（合算に係る日数が等しいときは、いずれか一方の年度の期間）」としているため、占有料が改定された場合に、いずれか一方の年度の期間に係る占有料を徴収することにより占有者に不公平が生じる恐れがあるので、一律に「最終の年度の端数の期間に係る占有料は徴収しない。」こととする。（最初の年度の端数の期間に係る占有料を徴収する。）

(4) 第5条

占有者の都合による占有廃止又は占有数量の減少を伴う変更許可の場合の既

納の占用料の返還を廃止するものである。

ア 「占用者の責めに帰することのできない理由による占用廃止又は占用数量の減少を伴う変更許可を受けた場合」とは、次の場合が該当する。

(ア) 道路に関する工事のため必要が生じた場合

(イ) 道路の構造又は交通に支障が生じた場合

(ウ) その他道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上の必要が生じた場合

イ 「その他返還すべき特別の理由があると知事が認める場合」については、
占用料の返還申請書に土木（建築）事務所長の意見を付して本職に取扱い協議すること。

ウ 返還の範囲については、次表のとおりとする。

	占用期間の単位が1年又は1月のもの	占用期間の単位が1日のもの
法第71条第2項の規定により許可を取り消した場合	取り消しの月の翌月以降の期間に係る占用料	取り消しの日の翌日以降の期間に係る占用料
占用者の責めに帰することのできない理由による占用廃止	占用者の責めに帰することのできない理由が発生して占用廃止の届出をした月の翌月以降の期間に係る占用料	占用者の責めに帰することのできない理由が発生して占用廃止の届出をした日の翌日以降の期間に係る占用料
占用者の責めに帰することのできない理由による占用数量の減少を伴う変更許可を受けた場合	占用者の責めに帰することのできない理由が発生して占用数量の減少を伴う変更許可を受けた月の翌月以降の期間に係る占用料	占用者の責めに帰することのできない理由が発生して占用数量の減少を伴う変更許可を受けた日の翌日以降の期間に係る占用料

(5) 別表道路占用料金表の改正

ア 法第32条第1項第1号に掲げる工作物

(ア) 電柱、電話柱を添架される電線の条数により、それぞれ第1種から第3種に三分割した。(備考第3号及び第4号)

a この項における電線とは、電柱又は電話柱の設置者が設置するものに限られる。(備考第3号及び第4号)

b 電話柱とは、「電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱」をいい、旧条例において、「その他の柱類」の項を適用していた有線テレビジョン放送事業者又は有線音楽放送事業者等が設置した柱は「電話柱」に含まれる。(備考第4号)

(イ) 「街灯」の項を削除した。

新条例では、街灯の柱部分については、「その他の柱類」、電線部分は、「共架電線その他上空に設ける線類」を適用する。

(ウ) 「その他のもの」のうち、「長さ」の項を「共架電線その他上空に設ける線類」及び「地下電線その他地下に設ける線類」に区分した。

これにより、従来、「共架柱」として電柱又は電話柱として占用料を徴収していた電力線、電気通信線、有線テレビジョン放送線、有線音楽放送線等は、「共架電線その他上空に設ける線類」の項を適用して原則としてその延長により占用料を徴収する。

また、「地下電線その他地下に設ける線類」とは、電線共同溝、キャブシステム又は自治体管路等に敷設される線類をいい、従来の地下埋設管のうち、直接線類を埋設する場合は、「地下電線その他地下に設ける線類」の項を適用し、その他のものは、「法第32条第1項第2号に掲げる物件」(管路)の項を適用する。

(エ) 「路上変圧器」及び「地下変圧器」の項を新設した。

なお、電柱に添架される変圧器は、電柱に含まれる。(備考3号)

(オ) 「送電塔」の項を削除した。

新条例では、「その他のもの」の項でその占用面積で徴収するものに該当する。

イ 法第32条第1項第2号に掲げる物件

(ア) 地下埋設管の管径区分のうち、旧条例の「0.2m未満のもの」を「0.1m未満のもの」、「0.1m以上0.15m未満のもの」及び「0.15m以上0.2m未満のもの」に三分割した。

(イ) 「法第35条に規定する事業のために設けるもの及び法第36条に規定するもの」の項と「その他のもの」の項を統一した。

ウ 法32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設

両号に掲げる占用物件に係る占用料の区分を統一した。

エ 法第32条第1項第5号に掲げる施設

「上空又は地下に設ける通路」の項を「上空に設ける通路」と「地下に設ける通路」に分割した。

オ 道路法施行令第7条第1号に掲げる施設

占用料を徴収しないため、「パーキングメーター」の項を削除した。

カ 近傍類似の土地の時価に定率を乗ずることにより占用料を算定する物件

(ア) 占用料を求める際に近傍類似の土地の時価に乗じる率を改定した。

(イ) 「近傍類似の土地」が存しない場合を追加した。(備考第7号)

キ その他

備考に電柱、電話柱、共架電線の定義を追加した。(備考第3、4、5号)

2 特殊な占用物件の別表適用について

特殊な占用物件の別表の適用については、次表による。

特 殊 物 件	適 用 条 項
ガス事業者が設ける電磁防食等のための電力引込柱	第1種電柱、第2種電柱、第3種電柱

電気事業者が設ける電力保安通信設備 (独立電話柱)	第1種電話柱、第2種電話柱、第3種電話柱
支線柱(線及び柱により電柱を支えるもの)	その他の柱類
本柱と支線柱をつなぐワイヤー	共架電線その他上空に設ける線類
路上に設ける「開閉器」「低圧分岐装置」「高圧キャビネット」等	路上に設ける変圧器
地下に設ける「開閉器」「低圧分岐装置」「高圧キャビネット」等	地下に設ける変圧器
PHS無線基地局、光アクセス装置(RT)、ガス整圧塔	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所
バス停留所標識	標識
RT地下バッテリー設置台、引上げ管	第1項第2号物件
電線共同溝、キャブシステム又は自治体管路等に収容される線類	地下電線その他地下に設ける線類
共同収容を利用して敷設される電線類	共架電線その他上空に設ける線類又は地下電線その他地下に設ける線類

3 経過措置について

新条例の附則第7項及び第8項の経過措置の適用については、次によること。

- (1) 電気事業者、第1種電気通信事業者及び一般ガス事業者の占有物件の占有料の額

ア 平成9年4月1日以降に新たに占有許可する物件

新条例の単価を適用する。

ただし、電柱等については、「4 電柱等の区分について」により新単価を

適用する。

イ 平成9年3月31日までに占用許可を受けて設置している物件（一括更新に係るものに限る。）

（なお、一括更新によらないものについては、「8 電気事業者又は第1種電気通信事業者が平成8年度以前に占用許可を受けて設置しているもので1年毎の一括更新許可の対象としていないものの占用料の取扱いについて」による。）

平成9年度以降の各年度の占用料の額は、各土木（建築）事務所長に対して占用料の支払業務を行っている支店等ごとに新条例第2条の規定を適用して算定した占用料の額（以下「改正占用料額」という。）が、前年度の占用料の額に1.1を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合は、当該調整占用料額を占用料の額とする。

（ア） 平成9年度以降の占用料の額とは、減額対象物件については、減額後の額により算定する。

（イ） 経過措置の適用を受ける事業者等の支店等において経過措置の適用を受ける間は、既存占用物件（平成8年度末占用分）と平成9年度以降の新規占用物件を別に管理して経過措置の対象外となった時点で両者を合算するものとする。

（ウ） 平成9年度以降の新規許可分の占用料は、調整占用料額との比較の対象としない。

（エ） 前年度の占用料の額とは、前年度の調定額とする。

（オ） 「調整占用料額」、「改正占用料額」は、原則として各事業者から提出された資料に基づいて、それを確認することにより処理する。

（2） （1）に掲げるもの以外の占用物件に係る占用料の額

ア 平成9年4月1日以降に新たに占用許可する物件
新条例の単価を適用する。

イ 平成9年3月31日までに占用許可を受けて設置している物件

平成9年度以降の各年度の占用料の額は、新条例第2条の規定を適用して各
占用物件毎に算出した占用料の額が、旧条例第2条の規定を適用して算定した
前年度の占用料の額に1.1を乗じて得た額を超える場合は、当該調整占用料
額を占用料の額とする。

(ア) 前年度の占用期間が1年に満たない場合の前年度の占用料の額とは、
1年間に換算した額とする。

(イ) 減額の対象物件については、減額後の占用料を比較する。

(ウ) 調整占用料額に1円未満の端数が生じる場合、その端数は切り捨てる。

(エ) 平成9年4月1日以降に許可数量の増加を伴う変更許可した場合、増
加分についての占用料の徴収は、新規許可と同様に取扱う。

(オ) 平成9年4月1日以降に許可数量の減少を伴う変更許可した場合、減
少後の数量に経過措置を適用する。

ウ 占用料単価が1.1倍を超えて上昇するものは次表のとおりであるが、適用
する占用料の区分の変更により占用料が1.1倍を超えて上昇する場合につい
ても、この経過措置を適用するものとする。

該 当 項 目	該 当 区 分								
郵便差出箱	甲地600円 乙地450円								
法32条1項1号「その他のもの」の 項で占用面積で徴収するもの	乙地 1,100円								
法32条1項2号電気事業者、第1種 電気通信事業者、一般ガス事業者以外 の公益事業者が設ける管路 外径0.2m以上0.4m未満のもの 外径0.4m以上1.0m未満のもの 外径1.0m以上のもの	<table><tr><td>甲地</td><td>乙地</td></tr><tr><td>190円</td><td>140円</td></tr><tr><td>480円</td><td>360円</td></tr><tr><td>950円</td><td>710円</td></tr></table>	甲地	乙地	190円	140円	480円	360円	950円	710円
甲地	乙地								
190円	140円								
480円	360円								
950円	710円								
法32条1項3、4号に掲げる施設	甲地 1,400円								

(ただし、4号の場合は乙地のみ。)	乙地 1,100円
上空に設ける通路	甲地 2,900円
法32条1項5号に掲げる施設のうち「その他のもの」	乙地 1,100円
標識	乙地 850円
令7条4号に掲げる仮設建築物及び同条5号に掲げる施設	甲地 140円 乙地 110円

4 電柱等の区分について

(1) 電柱又は電話柱（以下「電柱等」という。）の区分については、各土木（建築）事務所の所管区域内の電柱等につき占用料の支払業務を行っている事業者等の管内を1つの単位（以下「単位地域」という。）として、当該単位地域内の電柱等1本当たりの平均条数（以下「平均条数」という。）により行うものとする。

(2) 平均条数については、当該単位地域内に当該事業者が設置した電線の延長をこう長又は電柱等間の平均距離（30メートルとみなす。）に上記電線が架設された電柱等の本数を乗じて算出した延長で除して算出する。

なお、電柱の平均条数については、保安通信線分として一律0.2条を加算することとし、架空地線（避雷線）は条数として加算しないものとする。

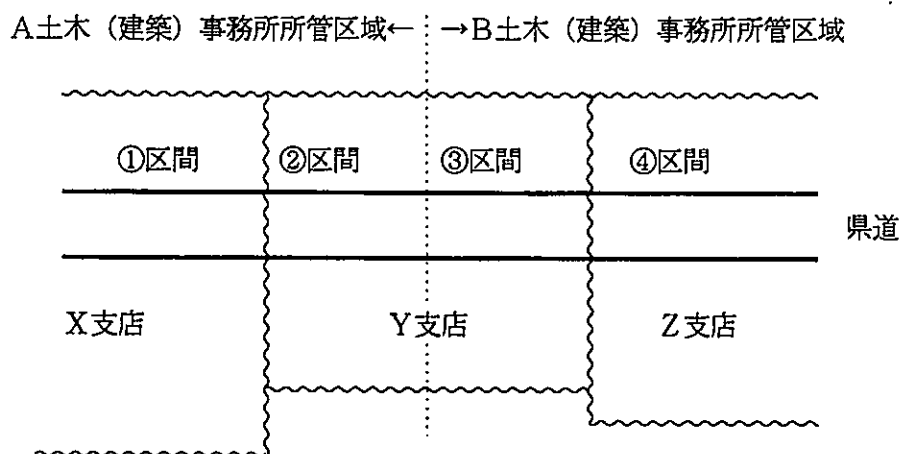
※ 「こう長」とは、単位地域内の総電柱間距離をいう。

(3) (2)における電線の延長は、電線が道路上に設置されているか否か、各事業者が自ら設置している電柱等（以下「自社柱」という。）への架設か他の事業者が設置している電柱等（以下「他社柱」という。）への架設か、道路管理者の管轄如何にかかわらず、当該単位地域内の全電線により算定する。

また、(2)における電柱等の本数は、当該電柱等が道路上に設置されているか否か、自社柱か自社の電線を共架している他社柱か、道路管理者の管轄如何にかかわらず、当該単位地域内の全電柱により算定する。

何にかかわらず、当該単位地域内の全電柱等の本数により算定する。

- (4) 平均条数に係る端数処理については、小数点以下を切り捨てるものとする。
- (5) 電柱等の区分の決定に係る電柱等1本当たりの平均条数については、占用料徴収年度の前年度上半期末の数値を用いるものとする。
- (6) 電柱等の新設に当たっての当該年度における占用料の額については、当該電柱等の支持する電線の条数にかかわらず、当該単位地域内の電柱等の区分に基づく占用料の単価を月割りして算定するものとする。
- (7) 単位地域の考え方は、次図のとおりとする。



A土木の電柱等の区分

- ①区間 X支店の電柱等の平均条数による。
- ②区間 Y支店の電柱等の平均条数による。

B土木の電柱等の区分

- ③区間 Y支店の電柱等の平均条数による。
- ④区間 Z支店の電柱等の平均条数による。

- (8) 各占用者の平均条数の算定方法は、次のとおりである。

ア 電気事業者は、単位地域内に当該事業者が設置した電線の延長を、こう長に電線が架設された電柱の本数を乗じて算出した延長で除して算出する。

(保安通信線として、0.2条を加算する。)

イ 第一種電気通信事業者は、単位地域内に当該事業者が設置した電線の延長を、電話柱間の平均距離（30メートル）に電線が架設された電話柱の本数を乗じて算出した延長で除して算出する。

（9） 年度の中で電柱等の条数を追加する場合の取扱い

ア 新規許可として取扱うが、一括更新により平均条数により処理するため、占用料の追加徴収は行わないものとする。

イ この場合、実際に添架されている条数を記載させるものとする。

（10） 電柱等に係る架空線の占用料の取扱い

自社柱に架設する架空線については、従前のおり電柱等の占用料単価の算定において、電線部分の面積を含めて算定しているため、電柱等本数×電柱等単価（第1種から第3種電（話）柱）で占用料額を算出して、架空線部分の占用料は免除する。

5 平成8年度以前に占用許可を受けて設置している共架電線等の延長の算定について

（1） 共架電線その他上空に設ける線類（以下「共架電線等」という。）の延長の算定については、当該単位地域の電柱等1本当たりの平均電線延長に共架に係る電柱等の本数を乗じることにより行うものとする。

ただし、電力事業者に係る共架電線等の延長については、平均電柱間距離を30メートル、平均条数を3条とみなして、これに道路を占用している共架に係る電柱等の本数を掛け合わせて求めるものとする。

（2） 電柱等1本当たりの平均電線延長について

ア 電柱等1本当たりの平均電線延長については、電柱等間の平均距離（30メートルとみなす。）に平均条数（4の方法により算出するが、この場合、小数点第3位を切り捨てるものとする。）を乗じる方法、又は、当該単位地域内に当該事業者が設置した電線の延長を当該電線が架設されている電柱等の本数で除する方法により算出する。

イ 平均条数、平均電線延長の算定は、設備の新設、変更又は廃止の有無にかかわらず、年1回行うものとし、占用料徴収年度の前年度上半期末の数値を用いるものとする。

(3) 共架電線延長の算定方法は、上記(1)、(2)のとおりであるが、各占有者の具体的な取扱いはそのとおりである。

ア 電気事業者は、共架電柱等1本当たり90メートル(3条×30メートル)とする。

イ 第1種電気通信事業者

(ア) 日本電信電話株式会社は、共架電柱等1本当たりの平均電線延長とする。

なお、平均電線延長は、電柱等間の平均距離(30メートルとみなす。)に平均条数(小数点第3位を切り捨てるものとする。)を乗じることにより算出する。

(イ) その他の第1種電気通信事業者は、実延長又は垂直投影の延長が把握できる場合はその延長によるが、把握できないときは、共架電柱等1本当たり30メートルとすることができる。

ウ その他の事業者(有線音楽放送線、有線テレビジョン放送線等)

実延長又は垂直投影の延長が把握できる場合は、その延長によるが、把握できないときは、共架電柱等1本当たり30メートルとすることができる。

6 平成9年度以降に新たに占用許可する共架電線等の取扱いについて

(1) 原則的取扱い

いずれの事業者とも、その占用物件の数量は、垂直投影の延長による。

(2) 新たに道路を縦断・横断する電線の占用を許可する場合の具体的取扱い

ア 電気事業者又は第1種電気通信事業者(電気通信事業法の改正による新規参入の第1種電気通信事業者を除く。)の場合

(ア) 道路区域内に自社柱を新たに設置して電線を新設する場合

自社柱に架設する架空線については、従前のおり電柱等の占用料単価の算定において、電線部分の面積を含めて算定しているため、電柱等本数×電柱等単価（第1種から第3種電（話）柱）で占用料額を算出して、架空線部分の占用料は免除する。

- (イ) 道路区域内の自社柱に電線を増設する場合（縦断又は横断に係る電柱等の一方が他社柱である場合を含む。）

増設する電線についてその垂直投影延長により新たに占用許可するが、占用料の追加徴収はしない。（更新許可時に平均条数で処理することにより、その中に含まれるため。）

- (ウ) 道路区域内の既設の他社柱に電線を新設する場合

電気事業者又は第1種電気通信事業者とも、「共架電線その他上空に設ける線類」の項を適用して、新たに占用許可し、占用料を月割りで徴収する。

- (エ) 道路区域内の既設の他社柱に電線を増設する場合（共架柱の本数が増えない場合に限る。）

a 電気事業者の場合

「共架電線その他上空に設ける線類」の項を適用して、新たに占用許可するが、占用料の追加徴収はしない。（共架電線の延長の算定において、その共架電線の実態にかかわらず、電柱等間平均距離30メートル平均条数3条として算定しているため、年間の平均延長に含まれていると考えられるため。）

b 第1種電気通信事業者

「共架電線その他上空に設ける線類」の項を適用して、新たに占用許可し、占用料を月割りで徴収する。（平均電線延長の算定において、前年度上半期末の数値を用いていることから、その延長は年度当初の延長と考えられるため。）

(オ) 縦断又は横断に係る電柱等が、2本とも（自社柱及び他社柱にかかわらず）道路区域外にある場合は、「共架電線その他上空に設ける線類」の項を適用して占用許可するが、占用料の徴収はしない。

(カ) 電気事業者が送電塔等を設置して設ける高圧送電線の取扱い
「共架電線その他上空に設ける線類」の項を適用するが、その占用料は徴収しない。（既設もの又は新規に占用許可する高圧送電線とも免除とする。）

イ ア以外の事業者が道路を縦断又は横断する電線を新設又は増設する場合
「共架電線その他上空に設ける線類」の項を適用して新規許可し、占用料を月割りで追加徴収する。（共架する電柱等が道路区域内又は道路区域外のいかににかかわらず、実際の占用延長で占用料を徴収する。）

なお、その延長は垂直投影の延長により処理する。

（新規参入の第1種電気通信事業者、有線テレビジョン放送事業者、有線音楽放送事業者については、原則として単独柱は認めないこととしている。）

(3) 共架電線等の占用許可申請に当たっては、共架電柱の本数を参考資料として記載させること。

(4) 条数の考え方

一平化

~~金具~~バンド等により結束される電線については1条とし、単に寄り合わせて束ねているものは、束ねた条数（例えば、3条を寄り合わせたものは3条の延長で処理）として取扱う。

7 既存の物件を撤去して新規に占用許可申請する場合の取扱い

経過措置の適用を受ける事業者が、平成9年度以降に既存の占用物件を撤去し、同一箇所に新規に占用許可申請する場合は、経過措置の対象外となる年度まで、占用廃止に係る物件が平成8年度末までに設置されていた物件か又は平成9年度以降に設置された物件かの区分を明らかにして占用廃止し、併せて新規申請・許可する。

これにより、平成8年度末までに設置されていた物件が占用廃止された場合は、経

過措置の適用の根拠となる平成8年度末までの既存占用物件の数量から除外することとなる。（いわゆる「ガス管の入れ替え」等が該当する。）

なお、この取扱いは、経過措置の適用を受ける事業者に限られる。

- 8 平成8年度以前に占用許可している電気事業者又は第1種電気通信事業者に対する
占用許可で1年毎の一括更新許可の対象としていないものの占用料の取扱いについて
（なお、平成9年度以降に新たに占用許可する場合は、3、4、6及び7を適用する。）

- (1) 電柱又は電話柱の第1種から第3種の区分の取扱い

当該占用許可を受けている事業所を含む支店等の平均条数により区分する。

- (2) 共架電線等の延長の算定について

- ア 電気事業者

共架電柱等1本当たり90メートル（3条×30メートル）とする。

- イ 第1種電気通信事業者

共架電柱等1本当たりの平均電線延長による。

平均電線延長は、当該占用許可を受けている事業所を含む支店等の平均条数
（小数第3位を切り捨てる。）に電柱間の平均距離（30メートルとみなす。）
を乗ずることにより算出する。

- (3) その他の占用物件の取扱い（（1）又は（2）以外の物件）

3 経過措置の（2）（一般の占用物件の取扱い）に準じて経過措置を適用
する。